

## 第4章 地域福祉センターの利用

### 1. 利用できる人・利用制限

地域福祉センターは、原則として、児童や高齢者、障がい者等地域住民をはじめすべての人々が、地域の福祉活動及び交流活動を行うために利用することができます。ただし、次の目的で地域福祉センターを利用することはできません。

- ①個人的な専用利用（冠婚葬祭等 市営住宅併設型・民間地域福祉センターを除く）
- ②営利目的の利用
- ③宗教活動又は政治活動のための利用
- ④公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- ⑤建物又は、附属物を損傷するおそれのある利用
- ⑥その他ふれあいのまちづくり協議会が不相当と認める利用

また、神戸市では、「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」に基づき、公の施設における暴力団排除を推進しています。地域福祉センターの利用においても、暴力団の利益につながるのではないかとと思われる場合は、区役所へご連絡ください。

### 2. 開館時間及び休館日

地域福祉センターの開館時間は、通常、午前9時から午後5時まで、時間外開館時間は、午後5時から午後9時までです。

休館日は、①日曜日（協議会の議決により別の曜日への変更は可能。）、

②国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、

③年末年始（12月28日から翌年1月5日まで）、

④ふれあいのまちづくり協議会が管理運営上必要と認める日 です。

地域福祉センターは、福祉活動及び交流活動を推進するために、ふれあいのまちづくり協議会が特に必要と認めるときは、休館日、または時間外においても利用することができます。なお、休館日、特に時間外の利用者には、近隣の方に迷惑がかからないように、利用規程及び利用時間を厳守させてください。

### 3. 利用申し込み

地域福祉センターは、地域の福祉活動及び交流活動の拠点施設として利用され

ています。また、公の施設として、地域住民がいつでも気軽に集まり、語り合い、楽しいひとときを過ごしていただく施設でもあります。地域福祉センターを地域住民に気持ちよく利用していただくためにも、利用のルールや申込み方法・利用承認などが公平・公正に行われることが何よりも重要です。

特に、地域団体の集会や打ち合わせ、サークル活動などの利用申し込みについて、公平・公正に受け付けるよう注意してください。

地域福祉センターは、ふれあいサロン、子育てサークルといったふれあいのまちづくり助成にかかる活動やふれあい給食など、地域福祉活動推進のためにふれあいのまちづくり協議会やその構成団体が実施する事業（ふれあいのまちづくり事業）において定期的に利用される場合があります。

このような場合以外で、特定の団体やサークルが継続的・独占的に利用することなどで、他の利用者が利用できなくなることがないように配慮が必要です。

利用に関するトラブルが生じないように、地域福祉センターの利用のルールを協議会で十分議論していただき、利用規程を定めてください。

#### **4. 利用者の義務**

地域福祉センターの利用者には、「地域福祉センター使用簿」（p.36）に氏名など所定の事項を記入してもらうようにしてください。利用者は、次の事項を守らなければなりません。

- ①建物及び附属物を傷つけないように注意すること。
- ②器具、備品等を大切に扱うこと。
- ③火気の取り扱いには、特に注意すること。
- ④騒音等により周辺住民に迷惑をかけること。
- ⑤利用後は、電気、ガス、水道の元栓を閉じること。
- ⑥利用後は、整理、清掃し、ゴミ等は利用者で処分すること。
- ⑦利用責任者は、利用後速やかに鍵を返還すること。

地域福祉センターは、地域住民のための施設ですから、利用者は施設や備品を大切に使用し、使用後は必ず元に戻すなど、気持ちよく利用できるよう心がけてください。また、地域福祉センター内での喫煙や他の利用者・近隣住民の迷惑になる行為は認められません。これらの利用上の注意等については、ふれあいのまちづくり協議会で指導し、使いやすい地域福祉センターになるよう努め

てください。

なお、地域福祉センターの利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、建物又は附属物等を破損したときは、すみやかに現状に復するか、若しくは修繕費等の費用をふれあいのまちづくり協議会に賠償しなければなりません。

### 地域福祉センターの利用に関するQ&A

質問) 飲食を目的とする会合の利用申し込みがありました。どうすればいいですか？

答え) 地域福祉センターは、地域福祉活動推進のために利用する施設であり、原則として、飲食を主たる目的とした会合には利用できません。このような利用申し込みがあった場合には、地域福祉センターの設置主旨を説明し、断ってください。ただし、会議等に出すお茶や菓子のほか、昼食時間を挟む場合の弁当など、社会通念上容認できるものは認められます。

質問) 小学校区以外の人から地域福祉センターの利用申込があった場合、どうすればいいですか？

答え) 地域福祉センターは、概ね小学校区を単位とした住民の地域福祉活動を推進するために整備された施設のため、その利用者は当該小学校区の住民が中心となります。しかし、地域福祉センターは、市が設置する公の施設なので、利用目的によりその利用が制限される場合を除き、小学校区外の人からの利用申込を断ることはできません。

質問) 華道教室を開催したいと、講師の方から利用申込がありました。どうしたらいいですか？

答え) 講師が自ら教室を主宰し、受講生を集めて受講料金を徴収する場合は、営利目的の活動にあたり、地域福祉センターの利用は禁止されます。しかし、地域の交流活動として、地域住民有志がサークルを作り、講師等を招いて謝礼を支払う場合は、利用は認められます。いずれにしても、営利目的の活動か、交流活動かの判断は非常に難しいので、協議会でよく相談の上、決定をしてください。ただし、特定のサークルが、定期的、優先的に地域福祉センターを利用し、他の人が地域福祉センターを利用しにくくならないようにしましょう。